規制の事前評価書（要旨）「簡素化」

規制の名称	欠格事由の緩和	
担当部局	法務省大臣官房司法法制部審査監督課	
評価実施時期	平成30年３月	
規制の目的，内容及び必要性等	成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第11条第２号において，成年後見制度の利用促進に関する施策の基本方針として，「成年被後見人等の人権が尊重され，成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう，成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え，必要な見直しを行うこと」とされている。 また，成年後見制度利用促進基本計画（平成29年３月24日閣議決定）において，現在，いわゆる欠格条項が数多く存在していることが，成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになっているとの指摘を踏まえ，これらの見直しを速やかに進めることとされている。 これを踏まえ，外国法事務弁護士の承認制度における成年被後見人等に係る欠格条項についても，内閣府成年後見制度利用促進委員会において議論が行われており，「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（議論の整理）」（平成29年12月１日第９回内閣府成年後見制度利用促進委員会）において見直すこととされている。 そこで，成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく成年被後見人等に係る欠格事由の見直しにより，外国法事務弁護士の承認制度自体は見直さないものの，欠格事由から成年被後見人及び被保佐人を削除する。	
	法律又は政令の名称	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（仮称）（外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法部分）
直接的な費用	費用の要素	
（遵守費用）	特段発生しない。	
（行政費用）	特段発生しない。	
副次的な影響及び波及的な影響の把握	副次的な影響等	
	欠格事由を削除するものの，既存の個別審査規定により外国法事務弁護士に必要な能力の有無を判断するため，特段の影響は想定されない。	
その他の関連事項	今回，事前評価をするに当たっては，「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（議論の整理）（平成29年12月１日第９回内閣府成年後見制度利用促進委員会）」を参考とした。	
事後評価の実施時期等	－	
備考		